

川崎市告示第504号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年8月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和8年8月28日から令和8年9月11日まで一般の縦覧に供します。

令和8年8月28日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市 道		
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
中原 第8号線	川崎市中原区木月伊勢町2256番1先	
	川崎市中原区木月伊勢町2255番1先	
中原 第9号線	川崎市中原区木月住吉町2000番1先	隅きりを含む
	川崎市中原区木月伊勢町2256番1先	